

第4回 境港市議会（定例会）会議録（第2号）

議事日程

平成17年12月8日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（17名）

1番	下西淳史君	2番	水沢健一君
3番	平松謙治君	5番	永田辰巳君
6番	定岡敏行君	7番	松下克君
8番	長谷正信君	9番	荒井秀行君
10番	渡辺明彦君	11番	石長靖哉君
12番	竹内祐治君	13番	南條可代子君
14番	植田武人君	16番	岩間悦子君
17番	米村一三君	18番	岡空研二君
19番	森岡俊夫君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	中村勝治君	助役	竹本智海君
教育長	根平雄一郎君	総務部長	安倍和海君
市民生活部長	早川健一君	産業環境部長	松本健治君
建設部長	武良幹夫君	総務部次長	松本光彦君
行財政改革推進監	宮辺博君	産業環境部次長	足立一男君
建設部次長	松本一夫君	秘書課長	佐々木史郎君
総務課長	清水寿夫君	財政課長	下坂鉄雄君
地域振興課長	荒井祐二君	高齢者対策課長	角俊一郎君
環境防災課長	渡辺恵吾君	通商課長	伊達憲太郎君

下水道課長 二瀬 信博 君
教育総務課主査 坂井 敏明 君

教育総務課長 門脇 俊史 君
生涯学習課長 門脇 重仁 君

事務局出席職員職氏名

局長 景山 憲 君 主査 戸塚 扶美子 君
調査庶務係長 武良 収 君 議事係長 沼倉 加奈子 君

開 議 （10時00分）

議長（下西淳史君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、平松謙治議員、渡辺明彦議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（下西淳史君） 日程第2、一般質問に入ります。

各個質問を行います。

最初に、岩間悦子議員。

16番（岩間悦子君） おはようございます。12月定例会市議会に当たり、私見を交えながら質問いたします。誠意ある御答弁をよろしくお願いします。

まず最初に、障害者支援についてお尋ねいたします。

本市におかれましては、障害児（者）の支援については多方面にわたり配慮され、支援されていますことに評価をいたすところであります。

さて、さきの国会で障害者自立支援法が成立しましたことは御案内のとおりです。法案の特徴は、一つは、身体的、知的、精神の障害種別に分かれていた福祉サービスの一元化と障害者がサービスの利用度に応じて応益負担を負担を求めるもので、同法ではサービス利用料がこれまで所得に応じた応能負担を原則1割負担とする応益負担に変更され、所得に応じ3段階の上限が設けられています。

そこで、次の3点について本市の対応をお聞かせください。

まず1点目は、障害者やその家族、福祉関係者は、応益負担の応益とは特別の利益が発生してこそ言えることで、障害を乗り越えることを益とは呼ばない。わずかな年金や家族の支援で生活している障害者を追い詰める悪法であると指摘されたり、所得保障をしないまま負担増には耐えられない。また、障害が重くなるほど負担もふえることになり、トイレや食事の介助など生きるために不可欠な介助も益として定率負担を求めることは、平等とは言えない、不公平だとの反発の声が上がっている現状です。

また、月額負担上限設定を原則として利用者と生計をともにする所得を算定基準にして、本人が払えなければ家族にしてもらおうということは、障害者自立を目指す法案の趣旨と矛盾してはいないでしょうか。応益負担や家族の算定基準についてどのように対応していかれるのかお伺いします。

2点目は、障害者の就労の場である通所授産施設や小規模作業所の利用もサービスとみなされ、利用料の原則1割が自己負担となり、作業で得る収入より負担額の方が多くなるケースも予想されるのではないのでしょうか。利用者の負担増になった場合、本市としてはどのように対応されるのかお伺いします。

3点目は、障害者程度区分判定が導入されると、障害がどの程度なのか、障害者1人について市町村の専門家審査会が審査、判定し、それぞれに応じたサービス量や内容を決める仕組みになっていますが、これが1割負担の前提となるようです。障害によって低目の判定をされたり、1次と2次の判定結果が食い違ったり、受きたいサービスが受けられない人が出たりと、判定基準にも疑問の残るところであります。特に重度障害者が生活に必要なサービスの量が保障されるのでしょうか。審査会のメンバーの人選の基準を明確にし、障害保健福祉の有識者を入れるべきだと思います。対応をお伺いします。

障害者にとって通所授産施設や小規模作業所は大事な職場で、かつ居場所でもあります。そこに働きに行ってお金を払わなければならないという、自立を支援する法案が、障害者の自立を支援するどころか、自立を阻害し、地域の授産施設や作業所などの障害者支援の流れを混乱させることになりはしないかと危惧されます。

ただ生きていくだけの生活はつらい、人間らしく生きたいというのは、障害を持って生きる人の切なる願いではありましょ。障害者の声の届く障害者支援を望むものであります。本市の対応並びに市長の御所見をお伺いします。

次は、介護保険法改正に伴っての本市の対応についてお尋ねします。

介護保険財政の膨張に歯どめをかける目的に、介護予防重視を盛り込んだ改正介護保険法が去る6月22日に成立しました。予防重視型システムへの転換が改正の最大の特徴と言えましょ。法改正のポイントは、介護サービスの導入と介護施設の食費、住居費負担化であります。ホテルコストを全額自己負担は、既に10月より先行して実施されていることは御案内のとおりです。問題や課題がある中で、準備が整った市町村から4月より順次実施ということを厚生労働省は言っています。

さて、介護保険制度改革の中で、介護予防サービスに絞って何点かお尋ねします。

要介護認定者のうち軽度者を対象にした新予防給付と、認定者ではないが将来介護が必要となるおそれのある高齢者、いわゆる予備軍と言われる人を対象にした予防サービスは、市町村が独自で実施する地域支援事業となります。この事業はどのように再編成され運営されていくのか、また、新たなサービス体系の確立の中で、地域介護の中核拠点として高齢者や家族らを総合的、横断的に支援する地域包括支援センターのサービス内容と運営、また、その他の新たなサービスやサービスの質の向上など、どのように対応されるのかお

聞かしてください。現在、来年4月からの実施に向け体制を整えておられると思いますが、その進捗状況や、本市としての問題点、課題など、市長の御所見をお聞かせください。

次に、喫煙、禁煙について、市長並びに教育長にお尋ねします。

私は2年前の6月定例会市議会で前市長に喫煙、禁煙に関する質問をいたしました。前市長は、喫煙の害についての啓発を図り、禁煙対策も各方面で実施しているとの御答弁がございました。あれから2年経過いたしました。禁煙に対する取り組みが消極的であると思いますので、再度質問させていただきます。

喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは、論ずるまでもなく皆さん十分に御周知のところであり、行政の方でも、庁内の禁煙場所を再検討されたり、議会側も改革協議会で検討したところでもあります。

たばこを吸う、吸わないのは、決して個人の自由ではありません。なぜならば、喫煙して出てくる主流煙より、その副流煙を吸う受動喫煙が他人に健康被害を与え、大変迷惑をかけているということです。喫煙している人は、自分の気分転換、ストレス解消になりましょうが、そのために周りの者に有害物質を吸わせ、大変迷惑をかけていることに、人に対する配慮や人に対する思いやりの心があれば、喫煙場所に移動するのがマナーではないでしょうか。

ちなみに、たばこの煙には4,000種類以上の有害な化学物質が含まれていると言われます。この有害物質はほとんど主流煙より副流煙に高濃度に存在していることもよく知られています。成人に比べ子供は受動喫煙による健康被害はさらに深刻で、乳幼児突然死症候群の危険因子であることも調査から出されています。それ以外に呼吸機能低下、呼吸器疾患、中耳炎、そして成人後の肺がんの発生率を高くしているという調査結果も出ています。幼い時期からたばこの煙にさらされる生活環境は、子供の体と知能を傷つける虐待行為と言っても過言ではないと思います。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。市内の公共施設の喫煙の状態や、企業や会社、飲食店関係など、分煙、禁煙の啓発、指導に、行政はどのように実施されているのでしょうか、お聞かせください。

学校関係については教育長にお尋ねします。敷地内禁煙は、来校者の理解や教職員の自覚などで大体守られてきたようですが、しかし、喫煙をされる先生は一体どこで吸っておられるのでしょうか。本市内の学校の現状や他の市町村の実態をお聞かせください。また、学校教育の中では、小学校、中学校、それぞれどこで喫煙の害についての教育、禁煙指導が行われているかお聞かせください。

先日、市内の小児科医院の先生と話す機会があり、市内の禁煙対策の啓発や指導の必要性を話されました。子供、妊婦、児童生徒に及ぼす影響を、大人がもっと真剣に考えなければならぬことや、喫煙する本人が我が子や家族の健康を危うくしていることを考えれば禁煙できるはずであると、さまざまな資料を見せていただき、たばこの恐ろしさを再認識したところでもあります。

また、先般、市内の小・中学校の関係する先生が出席された学校保健会という会で、「校医が行う防煙教育」という演題で講演し、反響があったと伺いました。内容を伺いましたが、このような講演を市内各所で行えば、禁煙の啓発に効果があると思われました。

啓発活動に禁煙マーク、分煙の徹底、情報提供、ポスター掲示、各地域での講演会開催、保健センターや病院での禁煙相談窓口設置、喫煙室の設置など、健康対策課を中心に積極的に啓発、指導を展開していただきたいと思います。

今回も口幅ったく憎まれ口を申し上げますが、本庁舎では市長、助役以下部課長さん、議員が率先して模範を示していただき、学校では校長以下先生たちが、そして企業であれば上司、店主などリーダーとなる立場の人が禁煙意識を持ち、啓発していけば効果があり、自分も他人にも健康を守ることに繋がっていくと思うのであります。市長並びに教育長の今後の対策を含め、御所見をお聞かせください。

最後に、夕日ヶ丘団地の諸問題について、市長の御所見をお聞かせください。

1点目は、最近、夕日ヶ丘団地に住む人たちの不満や意見を聞く機会がありました。代表的なものを申し上げます。

1、セルフミンの悪臭や、し尿処理した異様なにおいにお悩まされ、不快な生活を強いられている。特に西側の家は夏でも窓があげられない状態である。

2つ、すごい量のハエの発生で、冬でも家の中ではハエ取りをつり下げている。このハエの群集は異常である。調べて発生源を断ち切ってほしい。

3つ、夕日ヶ丘団地には街灯が少なく、夜は暗くて出歩くのに恐怖感を感じる。安全性の面からも街灯をふやしてほしい。

4つ、公共施設やマーケット等、毎日の生活で必要に迫られているものを買う施設がなく非常に不便である、車を持っていないと住めない、高齢者は住みにくいという会話は以前より耳にしていますが、このような施設が設置される見通しはあるのかないのか、いつまで待てばよいのかと不満を語られました。

自分たちの努力ではどうにもならないこともあります。快適に生活ができるよう、夕日ヶ丘の分譲販売促進も今日の課題ではありますが、現在住んでいる人の環境の整備や生活の利便性も考えるべきではないでしょうか。

2点目は、夕日ヶ丘団地や自衛隊官舎から通学する渡小、中浜小児童の登下校時の通学路安全策についてであります。学校は集団で登下校する指導は当然なされていると思いますが、そのほかどのような安全策を実施しておられますか。先日から立て続けに起きている小学校1年生の女児殺害事件に、親や学校はどこまで守ってやれば防げるのか、あの手この手と対策が講じられているところではありますが、ここの地域から通う児童は2キロ前後歩いて通学しています。その通学路には、民家が少なくなり目の届きにくい場所があり、勤めを持つ親にとっては不安な毎日を過ごされています。

今回の事件も、集団下校で1人になったときに起きています。もう地域で守ってやる方策しかないではないかと思いますが、住民からは下校時に合わせスクールバスを考えてほ

しいとの声もあります。どことも危険と思われる場所がありますが、この地域は民家が密集しているところはわずかです。今までに何度か変質者が出ていていると聞きます。下校時に合わせたスクールバスの検討も含め、早急に対策が必要ではないでしょうか。対応について御所見をお聞かせください。

3点目は、夕日ヶ丘の無認可保育園についてであります。夕日ヶ丘団地に無認可の夕日ヶ丘保育園があります。この保育園は、現在、小篠津町13人を筆頭に市内各地から、0歳から就学前の児童が入所しています。最近では、夕日ヶ丘団地や自衛隊官舎のお母さんたちの就労がふえ、入園希望に毎日のように問い合わせや見学が後を絶たないとのこと。このような実態から、あえて夕日ヶ丘の諸問題の中の一つとして質問させていただきます。

この無認可の保育園は、平成16年4月に、個人の資産を投げ出し、親の援助も受けながら開園されました。園長はもともと中浜の人で、県外に出ておられましたが、自分が生まれ育った境港で地域のためになる仕事がしたいという気持ちから、一生の仕事として保育園をつくる決心をし、現在一緒に保育士として働いておられる奥様を連れ立って帰ってこられました。それが今から4年前のことです。保育園設置に向け3カ年の計画のもと、44歳にして夫婦で調理師や保育士、防火管理の講習を受けるなど、並々ならぬ必死の努力で開園されております。この話を伺い、私は境港市にこんなにまで保育や子育てに情熱を持ち、私産をなげうってまでここまでされたのかと感動し、胸が熱くなり、頭が下がりました。

ここに至るまでの平成13年から今日まで、県、市の担当課に何回も足を運び、相談やら認可の請願を続けてこられました。県の方では認可の条件は整っていると助言や指導があり、明るい先が見えたようですが、市の方では、実績がないことや、財政上の理由などで認めてもらえない現状にあります。しかし、私は今日までの努力や、実施されている実態は、実績に値する価値は十分にあると思います。

先日、市長には夕日ヶ丘保育園の設立までを詳しく記載した資料をお渡しいたしましたので、御理解していただけたと思います。

最近では、7月4日に2004年度の事業報告書が、また、11月には夕日ヶ丘保育園の認可を求める請願書が父母会から提出されております。安定した運営基盤を確保し、多様化する保育ニーズにこたえていくためには、個人経営の無認可保育所としては矛盾と限界があるように思います。地域の保育所として、仕事と子育てが両立できる子育て支援としても、希望する人が一人でも多く利用できる認可の保育園となるよう検討されるべきと考えます。

ちなみに、この保育園は産休明けから就学前まで一貫した保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育、学童保育など、実施できる定員60名を目標に、家庭的で温かい保育を目指しています。現在でも家庭的できめ細やかな保育環境であると感じました。

夕日ヶ丘保育園の認可についてどのようなお考えをお持ちなのか、また、設立までの経

緯についてどう御理解いただいたのか、御所見をお伺いします。

認可を求める父母の会の請願書の一部抜粋を読み上げ、無認可保育園の質問を終わります。

「私たちは、子供の年齢ごとに一律同じ保育料を納めていますが、所得に応じた公的な補助がないため、一部では認可園に移らざるを得ない状況にいる子供たちもいます。同じ境港市に住む子供たちは、認可、無認可を問わず、ひとしく公平に公的な保育を受ける権利があるはずです。一方、中浜地区における児童福祉施設の不足が顕著になっている中、本園に対する問い合わせもふえているようですが、入所状況が定員を超えている現状では、受け入れも難しく、増築、保育士の加配等の規模拡大についても、財政的に難しい状況にあり、地域の子育て支援のニーズに十分対応できていたとは言えません。私たちが求めている施設とは、0歳から就学前までの一貫した保育が行われ、一時保育や病児保育などのニーズに対応しながら、学童保育の機能をあわせ持つ総合的な子育て支援施設です。そして、施設が永続的、かつ公的性格の強い社会福祉法人で運営されることを希望しています」。

以上で私の質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 岩間議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、障害者自立支援法について何点かお尋ねでございます。

応益負担や家族の算定基準についての対応はということでございます。障害者自立支援法が施行されることにより、利用者負担の仕組みが、これまでの所得に応じた応能負担から、原則1割の定率負担に変わることとなります。今回の見直しにつきましては、支援費制度の導入後、サービスの利用が急速に拡大する中で、必要なサービス量を確保するため、必要な負担はみんなで支え合い、障害者の自立生活を支援する持続可能な制度を構築するものであります。負担を求めるに当たりましては、障害者の収入の状況等に十分に配慮し、負担の軽減措置を講じています。家族の算定基準につきましては、住民基本台帳上の世帯が原則であります。障害者本人が家族の税法上や医療保険において被扶養者となっていない場合には、本人の所得のみで算定することとなっております。市といたしましては、本法律及び今後出されます政省令に基づいて適正に実施をしまいたいと、このように考えております。

次に、利用者の作業収入より利用料の負担額が多くなるケースが生じるかどうかということでございます。この法律では、通所授産施設や小規模作業所には、将来的には企業の雇用につながる支援、福祉的就労の機能などの役割に再編されることとなります。その中では、低所得世帯への減免措置等が講じられるなど、できる限り負担が軽減される仕組みとなっております。

次に、審査会のメンバーの選定基準の明確化と、有識者をメンバーに入れるべきと思う

が、その対応をとということであります。この法律では、福祉サービスが公平に利用できるように手続や基準を透明化、明確化するために、市町村審査会の設置が義務づけられています。現在、県西部9市町村での共同設置を協議しているところであります。審査会の委員につきましては、医師、看護師を初め、保健福祉の分野での有資格者や障害保健福祉の有識者などで構成することが必要とされておりまして、この協議の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険法の改正に伴う対応について3点お尋ねでございますが、初めに、地域支援事業の内容と運営についてであります。地域支援事業は、虚弱高齢者を対象として、介護状態になることの予防、すべての高齢者を対象として介護予防に関する知識の普及、高齢者ふれあいの家などのボランティアの支援など、地域の自主的な介護予防活動の支援を行う事業などを実施することとなります。具体的には、介護予防事業として、介護予防筋力向上トレーニング事業等や、新規に認知症予防教室を、包括的支援事業としましては、地域包括支援センター運営事業等や、新たに認知症相談事業、また、任意事業といたしましては、成年後見制度利用支援事業や家族介護教室などの実施を予定をいたしております。この地域支援事業に関する経費につきましては、介護保険費特別会計の中で賄われることとなります。

次に、地域包括支援センターのサービスの内容と運営についてでございます。地域包括支援センターは、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種の専門家で構成をされまして、新予防給付の対象者のリハビリを中心としたケアマネジメント業務、地域支援事業に関する介護予防、高齢者の総合相談業務や権利擁護に関する業務などを行うこととなります。地域包括支援センターの運営につきましては、市の委託を受けた在宅介護支援センターが行うこととなりますが、地域包括支援センターの適切な運営や公正、中立性の確保などを図るために、地域包括支援センター運営協議会を設置をし、市も事務局として関与することといたしております。

次に、制度改正の体制整備に関する進捗状況と問題点についてでございます。介護保険制度の改正に関する進捗状況は、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定委員会を現在までに2回開催し、地域包括支援センターの設置や通所、泊まり、訪問も組み合わせて提供できるサービスなどの地域密着型サービス等について検討を行ってきたところであります。また、問題点といたしましては、国において施設の基準や報酬改定など決定していない部分が多く残っており、今後、国からの政省令を踏まえて適切に対処していきたいと考えております。

次に、喫煙、禁煙についての問題であります。このことについての啓発と指導はどう行っているかということですが、市内の公共施設の禁煙の状況であります。教育関係を除く27施設のうち、分煙が22施設、全面禁煙が5施設となっており、禁煙への対応は相当程度進んでいると考えております。市民の啓発につきましては、結核・肺がん検診の際、詳細なパンフレットの配布、健康づくり研修会等での啓発、指導などを実施して

おります。米子保健所と連携し、公共性の高い施設への指導や、禁煙、完全分煙施設認定制度による受動喫煙防止対策の普及啓発に努めております。市内の認定施設といたしましては、公共・医療機関など13施設に認定ステッカーが掲示されているところであります。今後とも米子保健所とタイアップして、検診及び市民の健康づくり施策の中で、禁煙啓発について積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、夕日ヶ丘団地についての諸問題でございます。

まず初めに、悪臭の問題でございます。御指摘のように、夕日ヶ丘の西側に位置する肥料製造工場や農地からの臭気が、夏場を中心に住宅地域まで影響を及ぼした時期がございます。市にも何度か苦情が寄せられておりまして、現地を確認の上、悪臭物質の測定を行うとともに、肥料製造工場の工程改善や農業者への協力も要請を行ってまいりました。また、夕日ヶ丘の南にある浄化センターでは、市内のくみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理を行っておりますが、脱臭設備も完備して、周囲への影響を最小限にとどめる運転を行っております。今後ともこの地域の監視と指導を強化をして環境保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハエの問題であります。本年の10月、夕日ヶ丘の住民の方からハエが大量発生しているとの苦情がございました。市の方で近くの養鶏場を調査いたしましたところ、大量のハエが発生していることを確認いたしました。養鶏農家では、ふだんから薬剤散布等で防除をされておるようですが、雨が降り続いた後、気温が上がったためにハエの大量発生になったものと考えられております。溝口家畜保健衛生所とも連絡をとり、雨水の流入防止、鶏ふんを乾燥したところへ移動すること、小まめな薬剤散布とハエ取り紙の交換を指導いたしました。農家といえども、未然にハエの発生防除を行い、周辺に迷惑をかけないようにするのは当然のことです。来年は春先から関係機関と連携をとりながら防除指導の徹底を図る考えであります。

次に、街灯の問題ですが、夕日ヶ丘の街灯につきましては、区画整理事業の中で、幹線道路の主要な交差点には水銀灯の整備を終えておりますが、生活道路の街灯につきましては、住宅の新築にあわせて順次増設していく方針で対処しているところであります。この方針に従いまして、今年度も住宅フェアを開催した区域に7基の街灯を新設させていただいたところであります。

次に、商業施設の問題でございます。夕日ヶ丘2丁目の県道沿いの区画を商業施設用地として販売しているところでありますが、現在のところまだ出店をされる業者はない状況でございます。昨今の出口の見えない地方不況の中で、競争の激しい小売業界では、土地を取得しての出店はリスクが大きいと考えられますので、土地開発公社では、ことし9月議会において、事業用借地権の設定ができるように定款の改正を行ったところでございます。事業用借地権での具体的な出店はまだございませんが、場所、条件等について幾つか問い合わせをいただいております。今後、事業用借地権のPRを強化をいたしまして、夕日ヶ丘への商業施設の誘致を進めてまいりたいと考えております。

最後に、夕日ヶ丘保育園の問題についてでございます。少子化の一層の進行や社会情勢の変化、国における三位一体改革等により、市民ニーズや経営コストなど、保育園を取り巻く環境もさま変わりしてまいりました。こうした時代背景を受けまして、現在、本市の幼稚園、保育所はどうあるべきか、関係各課で将来計画の素案を策定いたしております。この素案につきましては、市議会や関係機関、境港市行政改革推進委員会を初めとする市民の皆様にお示しをし、御意見を十分にお聞きしてまいりたいと考えております。

夕日ヶ丘保育園の認可の問題につきましては、こうしてでき上がった計画をベースに、全市的な保育ニーズもよく見きわめ、的確に判断をいたしたいと考えております。

夕日ヶ丘保育園の開園までの経緯につきましては、私も十分承知をいたしております。この間の経営者の保育への情熱、御努力に対しましては、深く敬意を表するものでございます。

私の答弁は以上でございます。

議長（下西淳史君） 教育長の答弁を求めます。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 岩間議員から御質問を受けた中で、2点についてお答えいたしたいと思っております。

まず第1点は、教育現場における教職員の喫煙の実態と、児童生徒への禁煙教育についてお尋ねでございます。本市の学校におきましては、平成16年1月1日より敷地内禁煙を実施いたしました。それに伴い教職員の喫煙者数も減少し、残る喫煙者は休憩時間等を利用して敷地外で吸っております。他市についても本市と全く同様の実態と聞いております。

禁煙教育につきましては、中学校では、保健体育や学級活動に飲酒、喫煙の害についての内容が盛り込まれております。また、西部少年サポートセンターが開催する非行防止教室の中でも、飲酒、喫煙の害について指導員から指導していただいております。なお、この教室は、以前は学年単位で実施しておりましたが、昨年度より本市では学級ごとに指導員に入っただき、より詳細な指導を受けているところでございます。小学校では、6年生の保健においてたばこの害について学習しております。

また、県の事業として、小学生禁煙事業も行われております。青少年の喫煙の未然防止のためには、小学生からたばこの有害性を教育することの重要性を私も感じておりますので、今後はこの事業の開催も含め、禁煙指導の推進を図ってまいりたいと考えております。

2点目でございます。夕日ヶ丘団地等から通学する渡小、中浜小児童について、どのような登下校時の安全対策が実施されているのかということでお尋ねでございます。通学の際の児童生徒の安全確保につきましては、渡、中浜小校区におきましても、地域、保護者等との連携を図りながら、次のような取り組みが行われているところでございます。下校時の公民館放送による地域への注意の喚起、防犯ブザーの着用や複数による登下校等、安全な登下校に関する指導の徹底、地域ボランティア等による下校時の見守り活動と教職員

等による下校時のパトロール、P T A 役員の協力による通学路の安全点検などがございます。また、中浜小につきましては、はまる一歩バスの利用も検討されましたが、実際に利用された方は今のところはいないと聞いております。スクールバスの運行についても、停留所から自宅までの安全確保等の問題もあり、現時点では考えておりません。各校、各地域とも子供の安全対策についての意識が高まっております。今後も地域の子供は地域みんなですら守ろうという現在の取り組みを継続させ、さらに充実させていくことこそ大切なことであると考えているところであります。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたらどうぞ。

岩間議員。

16番（岩間悦子君） それでは、質問しました順番に追及質問をさせていただきます。

まず1点目、障害者自立支援法についてですが、これまでも障害者の対応については、市長を初め担当課で大変御努力いただいておりますが、今度の自立支援法に基づいていろいろな点が変わっていくわけですけれども、障害を持った人たちが、やはり自立をしてみんなと一緒に暮らしていくという、そういう少しでも負担が軽くなるように、手の届いた、心の通う障害者支援に、市長として今後どのようにしていかれるのか、そのお気持ちをお聞かせください。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） この法律の趣旨も、岩間議員がおっしゃるように、低所得の方であるとか、あるいは障害者の方が本当に自立して生活していけるような、そういう趣旨に基づいて制定されたものであるわけでありまして、それに加えて、それぞれの私どものこのまちの実情等も踏まえて、できるところについては境港市としても検討していきたいということでございます。ただ、まだ細目については省政令が示されておられませんので、そういうものがきちっと示されたところで、手をさらに差し伸べるところがあるのかどうか、どこまでできるのか、そういったところを改めて検討をしていきたいと、このように考えております。

議長（下西淳史君） 追及質問どうぞ。

岩間議員。

16番（岩間悦子君） 次は、介護保険法改正についてですが、地域支援事業の中で、介護予防のために筋肉トレーニングというのを、今でも幸朋苑の中にありまして利用されている人があるわけですけれども、今後そういうことをたくさんの方がされるとは思いますが、そういう施設ですね、今あるところだけでは不足のように思いますし、その方法について、私たちも東京の練馬の方に行ってみたら、3台の器械で十分利用されて介護予防の実績を出しているというようなことがありましたので、そう大きな、ベンハーですか、ああいう大きなのでなくて、手軽に筋肉トレーニングができるようなところを設置していただきたいと思うわけですが、差し当たってベンハーの方にも高齢者の方、行って

おられると聞きますけども、その施設を利用するために、温水プールなんか何人かで行けば割引というようなことがあります、そこに高齢者の方が何人かで行って指導を受けながらするという、その割引制度とか委託とか、そういうことはお考えにならないでしょうか、お聞かせください。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） お答えをいたします。

市内には立派な設備、指導者を備えた施設がございます。ちょうど市の中心に位置しているところでありますので、そこをまず大いに活用していただきたい、このように思っております、例えば先ほどおっしゃられたようなところへの連携だとか、そういうところは今のところ全く考えておりません。

議長（下西淳史君） 追及質問どうぞ。

岩間議員。

16番（岩間悦子君） 時間がないので、もう少し追及したいんですが、次に参ります。あと何分ありますか。

議長（下西淳史君） 4分。

16番（岩間悦子君） それでは、喫煙、禁煙に対してですが、学校の方で敷地内禁煙となっておりますが、敷地の外でやるということは、勤務時間でありますが、外のどの辺に行かれるのか。いろいろ姿を地域の人が見かけられて、非常に見苦しいというようなこと。雨が降って傘差して外に、敷地のほんのつい外なんですか、敷地外ですけども、そういう、それでいいじゃないかというのは私はどうかと思いますけれども、そういう何か別の方法はないかと思いますが、車の中で吸いなさいと言うと、車の中は家族が乗るからいけんかというようなことも言うんだそうですが、もうちょっと、教師のそういう喫煙に対してもっと考えなければならないなと思います。

それから、禁煙の対策についてであります、いろいろと、もうちょっと皆さんに禁煙をせにゃいけんかというような、そういうものが目につかないと。学校では禁煙マーク、丸に斜線の入って、たばこが煙が出ているのがあって、もう入るとすぐそういうの目に入りますが、いろいろなところ行ってみますと、非常に境はそういう点ではあんまりそういうのがしてないなと。これはタイの国の、たばこのパッケージにもう既にこういう、本当に吸えんかというようなイメージ。それから、こういうものがいろんなところにあたりすればいいかなと。それから、「たばこを吸うのはやめましょう」と、こういうイラストの入っているようなのとか、あとこういう、大変見るのも怖いこういうのもあります。そういうふうなのをやはりいろんなところに掲示したり、目に入るようなことも、禁煙の対策につながっていくではないかと思えます。

それから、いま一つ、子供にたばこを吸う姿を見せるのが一番いけないと、こういうふうにおっしゃっておりますので、その辺も教育の場で、また家庭の場で考えていただき

いと思います。

時間がありませんので次に参ります。夕日ヶ丘団地の住民の声ですが、セルフミンの油煙といますか、ばい煙が、すすか炭、灰でしょうか、窓にひっついたり、もう洗濯物が干せない、布団も干せない状況であるということをおっしゃっていますので、十分配慮してあげてほしいと思います。やはりこの夕日ヶ丘団地の分譲にも影響してくると思いますので、誠意ある市長との対応ですか、話し合い等を、誠意あるところを夕日ヶ丘の今住んでいらっしゃるところにお示しになり、今後分譲が進んでいくようなこともこのことがかかわってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。要望です。

それから、変質者の実態は、何件か聞いておりますけども、どういうことがあったかをお知らせください。

議長（下西淳史君） 変質者について、教育長。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 市内の不審者でございますが、今、私どもで把握している件数は17件ございます。その内訳は、声かけ事案が多数でございます。声かけ事案やら、追っかけ等もあったようでございます。以上です。

議長（下西淳史君） 次に、長谷正信議員。

8番（長谷正信君） 私は、12月定例市議会に当たり、市政一般について中村市長の所信をお伺いいたします。

まず最初に、平成18年度の予算編成についてであります。

予算編成では、投資的経費を抑え、事務経費を切り詰め、市債借り入れなどを抑えると言っております。三位一体の改革も姿が見え、国民の医療・福祉・教育負担がふえ、一段と厳しさがうかがえる状況であります。市民サービスを低下せずに財政運営を円滑に実施するには、住民負担を伴わずには実現しません。そのためには市民にわかりやすく財政事情を説明する責任があります。県のように事業費に人件費を入れるとか、男性、女性別にどれだけ経費をかけているか、年齢別に、就学前の児童に、義務教育期間に、高校・大学期間に、就業期間に、定年から75歳までに、75歳から死ぬるまでどれぐらいかけているかなどを知らせるべきであります。そうすれば、どこにかけ過ぎているか、むだがどこにあるかがわかるのであります。ある知人が手術と入院で100万円かかったが、自己負担が6万円で済んだ、残りの94万は国民に負担していただいたことになり、申しわけなく、これからはできるだけ健康に気を配っていきたいと言っておりました。知らせることで、市民が医療費を努力して少なくするのであります。

また、地域ごとに地域自治を立ち上げ、予算配分をして、公民館、集会所、道路工事、ごみ収集などを委託すれば、地域も自治意識が芽生え、工夫して元気になり、市の職員も少なくて済み、人件費の削減にもなります。すべての問題は自分たちで解決しなければとの機運が育成され、地域に活気が出ると確信します。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、中村市長の政治姿勢についてであります。

先般、西部地震の見舞金の一部が配分されずに金庫に眠っていた問題で、2部長3課長が処分されたと聞きました。理由は、人事異動が激しく、申し送りが十分でなかったということであります。役所の信頼のもとには、仕事が正しく処理されること、まじめに取り組まれていることなどが最大のもとです。その意味で、理由は言いわけでしかありません。申し送りする職員も、通帳を預かった助役も、当時人事をした市長、総務部長も責任があるのであります。問題になっている欠陥マンションの設計も、設計士がミスしても検査する側がまじめにチェックすれば、建設会社の現場監督が気づくなり、販売業者に一片の良心があれば未然に防げたもので、関係者にまじめさが、良心が欠如していたからであります。見舞金の件も同様で、どっかでこの金は何だろうと疑問になれば解決したのであります。担当者の処分もさることながら、市長、助役の責任の方が重いのであります。特別職の責任罰は勲章であり、職員の処分は罰であります。職員には目いっぱい仕事をさせ、責任は最高責任者がとるべきであり、それがリーダーの姿勢であります。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、職員の人事改革についてであります。

中村市長の努力もあって、職員の待遇態度がよくなったと市民から好評であります。

鳥取県は人事評価を実施すると伺っております。当市でも検討されていると思いますが、3段階ぐらいから始めたらと思います。その折、職能削減と職階制度を採用し、部長、課長、係長、主事と単純化すれば、わたり制度も自然と消滅し、人件費の削減にもなります。職員の意欲を損なわず、実害が及ばないように時間をかけて改革すれば、職員の理解が得られるものと思います。17階級は、319人の定員からも多過ぎ、是正する必要があります。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、市主導のイベントの制限についてであります。

市主導のイベントがふえつつあり、地域の行事が圧迫され衰退の一途であります。市主導のイベントは、みなと祭、水産まつり、駅伝等に限定し、地域の行事を支援して、市全体の行事に発展させ、地域の連帯感、一体感を醸成すべきであります。例えば外江のショーサを全市的に発展させ、市の伝統行事にし、活性化することあります。各地に1つか2つあるそんな行事を育成強化することあります。自立のまちは地域から立ち上げるべきであり、市は邪魔してはなりません。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、環境問題、ごみ焼却場施設の建設と荒廃地の解消についてであります。

西部広域管理組合では、新焼却施設の建設が検討されており、当市からも新しい提案がなされております。それは、当市のごみを米子市の焼却施設で処理していただき、処理経費を少なくしたいという考えであります。しかし、現状では米子市は受け入れられないと態度を硬化しています。当市は単独で自立するなら独自の施設を建設するか、民間にすべて委託するか決断すべきであります。そのときは消防も単独で運営する覚悟も必要になります。その覚悟と、かたい信頼関係で米子市と交渉するか、将来の合併も踏まえて当たるべきであります。それでも譲歩しなければ、松江市の八束地区を考えざるを得ないのであ

ります。支出の削減は、衛生費、下水道工事費、人件費しかなく、5億円以上の削減を実現するには、衛生費の削減が最も効果的であります。また、荒廃地の解消には、芋や菜種の栽培で代替エネルギーを製造することにあります。中村市長の所信をお伺いします。

次に、産業の振興、特に水産、建設、商業、農業についてであります。

当市の基幹産業である水産業は燃料高で採算割れ、加工場はコスト高で瀕死の状態であり、商業は竹内団地の進出企業に押され壊滅的状況と伺います。また、建設業も、港湾関係の公共事業も激減し倒産の危機にすらあると聞きます。農業や福祉に転換しろと言われても、簡単に業種転換が困難で、八方ふさがりであります。観光開発といっても、市民を養うだけの経済効果は望めません。やはり国の機関や自動車関連の優良企業の誘致以外に方途はなく、具体的には、自衛隊の部隊や法務省関連の教育施設などあります。なりふり構わぬ誘致運動を全市民挙げて行うべきであります。中村市長の所信をお伺いします。

次に、幼児教育のあり方についてであります。

こまどり幼稚園の廃園で少子化の進展を実感しました。こまどり幼稚園が設置されたところは、全市的に子供が地域であふれており、入園させることが我々の仕事の一部であったことを昨日のように思い出すのであります。現在は地域によって多いところ少ないところがあり、また、公立や無認可の区別があり、経営者や保護者の負担もでばこであります。無認可保育所も、条件を整えばどしどし認可し、入所者が少ないところは、実情を精査し、統合したり廃園するなりすべきであります。夕日ヶ丘は子供がふえつつあり、分譲区画を早期に完売する上からも、幼児教育施設を充実することが急務であります。特に若年夫婦の共働き支援のため、長時間保育や学童保育の設置が不可欠であります。遠い中浜小学校だけでは無理があり、子供の安全の面からも、夕日ヶ丘地区に自衛隊官舎や三軒屋地区も含めた学童保育の施設を設置すべきであります。地区集会所か夕日ヶ丘保育所かに併設したらとも考えます。幼児教育のあり方について検討し、早急に対応すべきであります。中村市長の所信をお伺いします。

次に、子供の安全を確保する対策についてであります。

今日の社会では、弱い者や経済的弱者が住みにくく、社会のひずみもそこに集中しております。特に、何も罪のない子供や女性が犠牲になっており、残念で腹立たしい限りであります。原因の一つに、プライバシーや人権擁護の行き過ぎがあるのではないかと考えております。一部の被害を守る余り、大きな被害を許しているのではないかと危惧するものであります。昔は駐在さんが各家庭を訪問して居住者を調べておりましたし、消防団が台所の火の回りを点検したりして、近所同士の交際もあり、犯罪の防止が事前になされておりました。しかし、今では隣同士も地域では無関心、見ぬふりをするようになっているのであります。どんな事件でも、目撃者、発見者がいないことにつながっていると思うのであります。地域の事業をふやすなど、もっと他人に関心を持ったり、かかわったり、おせっかいをするような地域社会を構築して、子供の安全を学校や父兄や警察やボランティア団体などに任せないまちづくりをすべきであります。そのためには、プライバシーや人権

擁護の制限もやむを得ないと思います。現代社会は一人一人が他人とかかわる社会の構築を容認すべきであります。それなくしては自己の生命も守れないのであります。中村市長の所信と具体的な対策をお伺いします。

最後に、公民館のIT化についてであります。

公民館にインターネットが導入され、いよいよIT社会の構築に向け整備されようとしております。しかしながら、ハードディスクの容量が従来どおりのため、新規のソフトの組み込みも困難になったばかりか、スピードも遅くなったといえます。インターネットはたくさんの情報を持ち、ハードディスクの容量の拡充が不可欠であります。したがって、それに伴うハードディスクの整備を行い、地域社会の拠点としての公民館づくりに努めるべきであります。根平教育長の公民館のIT化についてお伺いし、私の質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 長谷議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、平成18年度の予算編成についてであります。

市民サービスの低下なしに財政運営を円滑化するには住民負担が伴うが、そのためにはよく住民に説明しなければいけないという御意見でございます。長谷議員がおっしゃるとおり、行財政改革を進めるに際して、住民負担をお願いすることもあるわけでありますから、当然財政事情を初めさまざまな市の状況を情報として広く市民に公開をして、共有をしていくということが何よりも肝心であると、このように考えております。ことし行いました財政状況説明会もそのような思いから実施したものであります。男女別であるとか、就学前、義務教育期間、就業期間等、ある一定期間の年齢別にどれだけの経費をかけているのか市民にお示しをするというのは、今までにない切り口であります。大変ユニークな発想だと承りました。しかしながら、経費の算出も大変困難をきわめることでありまして、情報の質とすれば、後にお述べになりました医療費の例とは若干ニュアンスも違うと思われるので、御提言と受けとめさせていただいて、ケースによっては利用させていただきたい、このように考えております。

次に、地域ごとに地域自治を立ち上げ、予算配分をして公民館、集会所、道路工事、ごみ収集等を委託すれば、地域自治の機運が高まるのではないかというお尋ねでございます。私も市政の柱として市民との協働のまちづくりを提唱しておりますので、自分たちのまちは自分たちで築く、自分たちでできることは自分たちですべき、そういった気概が市民の皆さんの中に定着をし、市民と行政がそれぞれの役割を自覚、尊重し合って、よりよきまちづくりにともに進んでいければ、これにすぐるものはないと、このように考えております。長谷議員の御提言の中には、まさにそれぞれの地域で対応願えるものもございますので、そういった考え方も、現在進めております境港市まちづくり市民委員会を初めとする協働のまちづくりの中で活発に論議をしていただきたいと、このように思っております。

次に、私の政治姿勢についてお尋ねでございます。西部地震の際の見舞金の事務処理の

後始末といいますか、処分の問題でございます。責任は最高責任者がとるべきであるということでございます。鳥取県西部地震に係る災害義援金の遅配につきましては、配布がおくれた世帯には大変申しわけなく思っております。処分につきましては、事務上の全く単純なミスでございますが、今回は、当時から現在にかけてこの義援金を直接管理監督する立場にあった6名に対しまして、文書による注意処分としたところでございますが、当然のことながら私も行政の最高責任者として、助役も同様であります。深い反省と自戒の念を抱いているところでございます。被処分者以上の思いでこのことを受けとめて、二度とこういうことがないように今後の事務の万全の執行を期してまいりたい、このように考えておるところであります。御理解を賜りたいと存じます。

次に、職員の人事改革についてであります。境港市では、勤務評定につきましては、ことしの9月より試行的に取り組んでいるところであります。来年の1月1日には、4カ月間の勤務についての評定を記録することとなっております。人事院勧告でも、俸給表の見直しにより級の統合が行われ、職務職階制はさらに厳格となっておりますので、これに従って実施したいと考えております。

次に、市主導のイベントがふえて地域の行事が圧迫されていると、行事を限定開催し、地域の行事の育成強化を図るべきだという御意見であります。私のまちづくりに対する考え方は、これまでもお話をしてまいりましたように、自分たちのまちは自分たちで考え、自分たちでつくり上げていく、これがまちづくりの原点であるということをお願いしてまいりました。このため、本年度予算では市民活動推進補助金や市民活動センターの整備など、地域での行事や市民活動団体を支援するための施策を積極的に推進しているところであります。ただし、イベントを開催する際、時期によっては日程が重なり、不都合な面があったという話もお聞きをしております。今後は市の行事と地域の行事ともよく考えて、総合的な調整を図っていくべきかと考えます。長谷議員が御提案のとおり、私も地域での活動が活発になっていくことを願うものでございます。

次に、環境問題についてお尋ねでございます。

まず初めに、西部広域の新しい焼却施設建設問題では、並々ならぬ覚悟と信頼関係をもって米子と交渉すべきということでございます。この問題につきましては、9月議会の市政概要報告や答弁でもお答えをいたしましたように、現有施設の有効活用やリサイクルを推進していくことによりまして、新たな焼却施設の建設を伴わない道を検討していくことが、循環型社会の構築のみならず、圏域全体の発展のためにより好ましいと考えております。また、今後より一層厳しい財政環境を覚悟せざるを得ないことは、西部広域の構成市町村にとって共通の課題であります。私といたしましては、このような観点から正副管理者会議における議論が集約されていくことを願っているところであります。

次に、荒廃地の解消には、芋や菜種の栽培で代替エネルギーを製造すべきだという御意見でございます。全国では菜種バイオディーゼル燃料の実用化に向けた調査研究に取り組まれている団体がありますが、菜種栽培は、いずれも転作田で、米の生産調整に基づく交

付金を活用して不採算を補っていると承知しております。本市の水田は、もともと米の生産調整の交付金の対象になりません。菜の花は湿害を受けやすく、排水管理がしっかりしたところでないとは栽培は不可能であります。したがって、本市の水田での栽培は困難であると思われまます。

畑の荒廃農地は、農業公社が借り入れられたものにつきましては、農家に貸し付けられ、経営地として御利用いただいております。その際、菜種は白ネギ等の野菜と比較をして市場性がないので、農家に奨励していくことはできないものと考えております。カンショにつきましては、26ヘクタールの畑で作付され、青果として、あるいは加工用として出荷されておまして、今後も本市の伝統的作物としての栽培が期待されているところであります。CO₂を低減させるための一つの取り組みであると認識しておりますが、採算面のことや、しけ地の多い本市の農地の状況から、行政指導で行うことは現在のところ考えておりません。

次に、産業の振興についてであります。本市の産業振興には、国の機関や自動車関連の優良企業の誘致以外に方策はない。具体的には、自衛隊の部隊や法務省関連の教育施設等の誘致を進めるべきだという御意見であります。長谷議員御指摘のとおり、本市の産業を取り巻く環境は依然厳しく、各企業が懸命の経営努力を重ねていらっしゃることは十分承知をいたしております。このような状況の中で、国の施設や優良企業の進出が、本市の経済や地域の活性化へ大きな影響を与えることは言うまでもございません。昨年9月の議会でも長谷議員の御質問にお答えいたしましたとおり、可能な限りの情報収集を行って、引き続き自衛隊を初めとする国のあらゆる施設の誘致に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、幼児教育のあり方について、夕日ヶ丘地区に学童保育施設を設置すべきであるという御意見でございます。境港市児童クラブ条例では、法に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対して、適当な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図るため設置するものとされております。現在、夕日ヶ丘地区、三軒屋町地区からの児童クラブ入会者は12名でございます。児童クラブは、各クラブとも帰宅の際は保護者の迎えを義務づけております。対象は、小学校低学年のため、安全確保、または利用者の利便などを考慮すると、小学校の近隣に設置することが望ましいと考えております。しかしながら、それらの問題点を超えて保護者の御要望が高まり、また、入会希望者が現施設では対応できないなどが想定できる場合には、検討する必要があるのもと考えております。

なお、夕日ヶ丘地区の幼児教育につきましては、単に夕日ヶ丘地区のみならず、全市的な観点で検討する必要があると考えております。本市の就学前の幼児教育のあり方につきましては、岩間議員の御質問にお答えいたしましたように、計画素案を今議会に報告いたすとともに、市民の皆様にお示しをし、御意見等を十分にお聞きしてまいりたいと考えております。

次に、子供の安全についてであります。子供の安全を確保するために、互いにかかわり合いのある地域社会を構築すべきだということでございます。子供の安全確保についての各学校、地域の具体的な取り組みにつきましては、先ほど岩間議員にお答えしたとおりでございますが、確かに他人任せにするのではなく、地域住民一人一人の地域の子供たちは地域で守り育てていこうという機運の高まりこそが、何よりも有効な手だてであると私も考えます。そうした面では、今年度、本市の小・中学校では「元気のよいあいさつが進んでできる」を全市統一目標とし、「いつでも、どこでも、だれとでも」を合い言葉に、地域の方々との心の触れ合いやかかわりを持つ取り組みを進めていると聞いております。市民の皆様からは、下校時に畑仕事をしていたら、「こんにちは」と、とても気持ちのいいあいさつを子供たちがしてくれた。自分からも心がけるようにしているといった御意見もいただいております。人の命ほどとうといものはございません。今後も子供たちの安全確保のために、家庭や地域社会が一体となった取り組みを今まで以上に推進していく所存であります。以上でございます。

議長（下西淳史君） 教育長の答弁を求めます。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 長谷議員から公民館のIT化について御質問をいただきました。お答えします。

公民館は、この9月にインターネットへの接続をいたしました。御指摘のように機器の陳腐化が進んでおりますことは事実でございます。今後、市民の皆さんが快適にインターネットを楽しめる環境を整えてまいる所存です。これからの情報化社会において、また、地域の拠点という観点からも、公民館のIT化の推進は図っていかねばいけないと考えておるところでございます。以上です。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

長谷議員。

8番（長谷正信君） 環境問題についてお尋ねします。

一つは、先ほども問題になりましたセルフミンのことについてでもありますが、これは除いておきます。実はおとといから電話がちょこちょこありまして、きょう朝、7時から8時の間、現地に行って調査してきました。というのは、岡野農場の要するにし尿が中海に流れているということを言ってきた者がおります。それから、今度は山陰エコシステムが非常ににおいがきついということでもあります。それで行って見たわけですが、岡野農場の牛ふんの汁は確かに満杯になっておりますが、土手が高くて、今のところ流れておりません。いずれにしても雨がたくさん降れば、これは飽和状態になりまして流れることは必ずあります。したがって、そういう意味で、雨が降ってその汚水が入るような、備蓄するため池というか、そういうものをつくれれば、これは解消できるじゃないかと思っております。

それから、山陰エコシステムについては、半分近くはビニールの覆いをしておりました。

ただ、材料がたくさんあるもので、それはカバーされてなかったもので、恐らく、今の時期はそうにおいもしませんが、あったかい夏の時分にはすると思います。たまたま、昔は境に来ると魚のにおいがして嫌だなあと、嫁にやれんぞなんていう話を聞いたわけですけども、今は、飛行場をおりた者が、何だろう、この生ぬるいにおいはというふうには、やはりイメージが、おりた途端ににおうと。騒音の場合は、自衛隊の騒音もそうですが、大体昼間で、夜間でも9時には終わるけども、においというのは24時間、そちらの方から風が吹けばにおうわけでありまして、特にあの山陰エコシステムは市が関与して建てさせたものであり、夕日ヶ丘団地ができる前からあった岡野農場とかセルフミン等に比べれば、市の責任が重いわけでありまして。

入居者の方々に聞きますと、先ほど岩間さんが言われたように、もう二度と、ここの住宅の勧誘来た人にも、ここは臭くてだめだというふうな話しかできないというようなことも言っておるわけでありまして。したがって、あるものをどっかにどけると言うわけにはいきませんが、要するににおいがしないように、環境がいい状態に保たれるようにしてやる責務が市にあるわけですから、これが、本人が勝手につくった分であれば別として、市の生ごみ対策の一環にもなるということで、市が積極的に導入したものでありますから、その辺を考えて、ひとつにおいの出ない施設にさせていただくようお願いするものであります。

それから、幼児教育について、岩間議員に答弁されましたが、一応検討すると、全市的に。それを今度の教民かどっかに出されるんでしょうけども、そういうことで、いろんな皆さんの意見を聞いて対応すると。それはわかりますが、いつから対応するのか、例えば来年度からするのか、あるいは平成19年からするのか、そういう時期を明示していただきたい。この2点をまずとりあえずお答えください。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 今の悪臭の問題でございますが、先ほども御答弁をいたしましたように、生活環境の面からいって、本当に大変な問題であるというぐあいに思っております。今の農場、あるいはセルフミン、こういったところには指導を徹底してまいりたいと思っております。そして、肥料工場につきましては、これは長谷議員のおっしゃるように市の施策もあって立地をしたものでございまして、これにつきましてはしっかりと公害防止協定を結んでいるところでありますので、厳格に運転をされるように、管理をされるように、厳しく指導してまいりたいと、このように思っております。いずれにしても、そういった悪臭が極力抑えられるように万全を期していきたいと思っております。御理解を賜りたいと思っております。

それと、幼児教育の関係でございますが、常任委員会の方にお示しをするように予定をいたしておりますけれども、この時期的なものにつきましては、最終的なものは、まだまだいろいろな御意見をお聞きしながら決めていくと、こういうことになりますので、委員会の方で御議論をいただきたいと、このように思います。

議長（下西淳史君） 追及質問どうぞ。一問一答でお願いします。

長谷議員。

8番（長谷正信君） それでは、ちょっと異なりますけれども、このごろ選挙のことで非常に問題が出ておるようであります。例えば中浜あるいは渡地区では、自治会が後援会のしおりを配ったり集めたりしているところもあると聞いております。それから、回覧を回しているというようなことも聞くわけであります。いずれにしても、こういうことは余り好ましいことじゃありません。それから、体育協会に入っている団体がやっておると。私は昔から、皆さんに注意をされたこともあって今一切やっておりませんが、要するに市の補助金をもらっているところがそういうことをしちゃいけないと、おまえそういうことを知ってるかと言われてまして、若いころの話ですが、それ以来、私の所属する体育関係のことも、あるいは文化関係のところも、一遍も後援会のしおりを持っていったことも頼んだこともありません。要するにそういうことで、何か知りませんが、このごろそういうのがあると聞いておるわけであります。

したがって、そういうところは、その人の話では、「おまえとこだけだぞ、書いてないのは」と、こういうことになりますと、村八分か何かみたい、前近代的で、あくまでも選挙というのはマニフェストというか、本人の主張と、あるいはどういうことをしたいとか、したとか、そういうようなことを中心にやるべきであって、およそ民主主義からかけ離れている。昔は当番というのがありました、立ち会いの。例えば幸神町に行くと、主要なところに立ってたき火しています。「おまえ何だ、どこへ行くだ」。「ここへ行きたい」と言うとはれますので、「いや、ちょっとその辺に」と言って逃げて帰ったりね。今はもうそういうのはなくなりましたが、いずれにしても、もう少しきちんとしたことをしてほしいと思うわけですが、選管事務を持っている市長としてどのように対応されるのかお伺いします。

議長（下西淳史君） 質問項目以外ですけども、許しましたので、中村市長、どうぞ。

市長（中村勝治君） 私の所見をとということではありますが、今、長谷議員がおっしゃるような実態、私は承知をしております。選挙の活動というのは、広く、違反をしない限りは自由に活発に行われるべきだ、こういうぐあいに思っております。ただ、御疑念の点がございましたら、これは選挙管理委員会の方につぶさに申し入れをされて、明るい選挙が実施されるように選管の方でまたしかるべき対応をされるものだというぐあいに思います。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問どうぞ。

長谷議員。

8番（長谷正信君） それから、においのするところの現場のところ、ペーロンの施設があったので、何か壊れているということで見に行きましたら、立派な鉄板でちゃんと補修されておりました。ただ、問題は、そこにある、何ていうんですか、浮き棧橋みたいなのか、わかりませんが、あそこが非常にぼろで、やはりある程度ペーロンというのは境港

市の活性化に少なくとも貢献していると思うわけであります。何とか日本財団等に働きかけて、市の補助金を少なくしながらでも、あそこのところにある栈橋を整備してやればいいじゃないかなと思ひながら、余りにも環境が、ほかのところはきれいになっているのに、あそのヨットなり、そういうのをつなぐところが非常にぼろだったもんですから、ひとつその辺も御検討して、前向きな取り組みをしていただきたいと思ひます。

議長（下西淳史君） 中村市長。

市長（中村勝治君） お答えをいたしますが、今の御指摘の物件といひますか、これは斜路のことでしょうか、浮き栈橋……。

8番（長谷正信君） 浮き栈橋か何か私わかりませんが、要するに2つあるですね。堤防的なものはきちんとしておるんですよ。こっちの方の方がでこぼこで、歩くのも不便というかね。

市長（中村勝治君） 船艇を上げおろしする際の斜路がございしますが、これが老朽化をして穴があいているような状況で危険だということで、これにつきましては、鳥取県と市と費用を持ち合つて至急つくりかえると、こういうことに決めております。浮き栈橋の方については、私どもの方には、具体的にそういう関係者の方からそういった話は私の方はちょっと耳にしてないものですが、現場をよく見たいと思ひます。

議長（下西淳史君） 追及質問どうぞ。

8番（長谷正信君） それから、夕日ヶ丘についてもう一つ申しておきたいんですが、私たちが黒見市長が提案されたことについて協力した経緯から、墓地をつくるという話だったわけですね。だから、いつつくるかは別として、そういう需要があったときにつくりますというようなことをきちっと表明してもらいたいわけですね。そうしないと我々もうそついたことになりますので、その辺をよろしく願ひします。

一番最後に、市長は住民とともにまちづくりをされるといつも言われるんですが、基本的には、言つてきてからやるという、待ちのスタンスがどうも見受けられるんだわな。だから、それはそれとして、もう少し、おれはこうするんだという、人が言う、リーダーシップと言ひますが、そういうものを示されて、もう少し市政が見えるものをしてほしいと市民が言つてるわけですね。したがつて、いつも市長は、人格円満なせいもあつて、何か言つてきて、よく検討して、ああいいなと思つたらやるというようなやり方をとつておるが、野球でいへばキャッチャーの仕事だな、それは。だから、もうちょっとピッチャーのような性格でやつていけば、もっと信頼が得られるんかなとわしは聞いておるわけです。したがつて、あなたの性格を急にええろといつてもなかなか難しいかもしれないけれども、もう2年も過ぎたんだし、我々もこの次出てくるかどうかわかりませんが、そういうことで、あなたにここの議場で最後に言えることなんですよ。またまちで会つて、おいといつて言うことはできますよ。けれども、本会議の席上で一番最後に私は注文つきたいのは、そういう意味で、人格円満なところは十分に認めます。しかし、おれはおれだという、そういうところをひとつ今後市政に生かして、職員の意識改革なり、いろんな面でやつてい

ってほしいと。それを聞いて、私は終わりにします。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 夕日ヶ丘の墓地の件であります。そういうような当初の計画がございます。ただ、今、中央墓園の方でまだかなりの区画を確保するスペースの土地がございまして、これとの兼ね合いも考えないけんわけであります。そういう中で、夕日ヶ丘の一番南側の方のあの土地の墓地の造成については考えていきたい、こういうぐあいに考えております。

最後の私の市政に対する姿勢についてでございますが、長谷議員の御指摘、こういうこともしっかりと受けとめて、これからの市政にさらに邁進していきたいというぐあいに思っておりますが、私はキャッチャーの経験もありませんが、ピッチャーの経験もございませんので、力いっぱい市政に当たっていきたく、このように思います。

議長（下西淳史君） ここで休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

（11時35分）

再 開 （13時10分）

議長（下西淳史君） 再開いたします。

午前中に引き続き各個質問を行います。

松下克議員。

7番（松下 克君） 私は、今期定例会に当たり、当面する市政の課題について、中村市長の基本姿勢を伺います。なお、任期最終の議会を迎えたことで、市長を初め議員各位には心より感謝を申し上げます。

さて、質問の最初は市長の政治姿勢についてであります。

さきの6月議会、市政運営の指標とも言える財政再建プランについて、議員各位からさまざまな提言がありました。市民の負担増ではなく、ごみ事業や下水道事業など大型事業の政策的な見直しを求める意見。あるいは、総人件費の抑制が国の方針となりつつある中で、職員給与の削減を求める意見。また、社会構造の変動にあわせ、行政施設の再編や制度の見直しを求める意見など、財政推計を上回る削減コストの上乗せを求めたものであります。市長は、厳しい数値目標の設定であり、この計画に立ち向かう姿勢にぜひとも理解をと答弁をされましたが、私は、議員の提案を含めたもろもろの事項は、必ずや達成されるものと思います。ただ、国の財政政策の行方や地価下落に伴う税収の動向など、不透明な問題を抱えていることも事実であります。市長、財政運営の山並み、その足腰の度合いが、あらかた見えてきたものと思います。このたびの議論は、役所の論理に対抗した議会側が面目を保った論戦であったと思います。引き続き議会や住民の意向を酌み取り、行革に邁進していただきたいと存じます。

一方で、将来を展望した企画機能の強化や、産業の振興を求める提言もありました。市

長、ここでやや時代がかったことを言いますが、古来リーダーは困難なときこそ田畑の開墾や殖産事業の振興に足跡を残しております。我が上道地区においては、教育に力を入れる傍ら、日清、日露の財政難を、勤儉節約の奨励にあわせ、水利の整備や灘浜の開墾で生産をふやし、時の税収を調達し、難局をしのいだとされております。家族には過酷な負担があったものと想像されますが、今なお地域文化としてその気風は伝承されているのであります。

境港市は今、社会構造が空洞化、弱体化の様相を強め、解決の糸口さえ見出せない状況にあります。市長は市政概要報告の中で緊縮財政の継続を示唆しておられますが、財政の維持に窮する余り、職員が足りない、金がないとの理由で時の過ぎ去るのを待つのがいいのか、光明の一途となる政策の提唱が待たれております。

市長、21世紀は国際化の時代と言われております。国内経済が成熟度を増す中で、地方都市がこの国際化に活路を求めるのは必然なことではないでしょうか。北東アジアとの交流、とりわけ中国は、ここ100年、200年の間、世界の生産と消費を席卷するであります。決して新しいテーマではありませんが、より強い信念と情熱を掲げて施策の普及に努め、確かな展望を求めるべきであると思います。市長の所信を伺っておきます。

続いて、竹内工業団地のアンケート調査についてお尋ねをいたします。

去る10月、境港商工会議所と共同で「竹内団地のまちづくり」についての意向調査と称して、団地関係の事業所に調査がなされております。アンケート形式による回答を求めるもので、内容は、団地の用途を製造業と商業施設によるすみ分けの是非に始まり、最終的にはアミューズメント施設の立地の是非を誘導するような調査に見受けられました。

市長は、第7次総合計画の基本構想である環日本海オアシス都市の実現を、まちづくりの基本理念に掲げておられます。港湾、漁港、空港の特性を生かした産業振興を基軸に、交流拠点を目指したまちづくり推進を表明されていることでもあります。そして、その中核を担うのが竹内工業団地であります。国際交流の推進基盤であるばかりか、現在もFAZ指定の特定業務地区として稼働しているのであります。

市長、このたびの意向調査は、総合計画が掲げた構想とは全くかけ離れた事業内容と思われませんが、あなたの真意のほどをお聞きしたいと存じます。また、たとえ用途指定が現実に沿わなくても、遊休地として放置することがままならない事情があるにしても、このたびの意向調査が意図する目的変更の手法は、余りにも短絡的で唐突ではないでしょうか。我々は、総合計画が掲げる目標に全力を傾注すべきであります。総合計画をいつきの成り行きや思いつきで形骸化されることは、それこそ行政が信頼を損ねる要因でもあります。市長は選挙戦の中で、確かに南北すみ分けのゾーニングを提唱しておられました。ただ、基本政策の転換を求めるのであるならば、総合計画の審議の場で全体的な議論を重ねることが市政の説明責任であると思うのであります。市長の所見をお聞きしたいと存じます。

次に、中海・旧本庄工区、森山堤防の開削について伺います。

去る11月17日に開かれた中海に関する協議会で、国は両県知事の要望を受け入れ、

堤防60メートルの開削と橋脚1本を設け橋をかけることに同意しましたが、当局の説明によりますと、旧本庄工区の水面活用を図る舟通しの必要性和、その安全航行には60メートルの開削幅が妥当であるとの判断によるものでありました。事業目的が水面の活用、すなわち船舶通行と水産利用であります。

私は水産振興についてここで述べさせていただきます。中海の水産魚介類、特に商品価値が高いカレイ、エビ、タコ、カニ類は、美保湾で産卵ふ化し、幼生、稚魚が海流に乗り、境水道を通過して中海の浅場で定着し成長する。そして成魚になる過程で再び美保湾に戻る生態であると私は承知しております。その浅場の代表格が、広大な湖面を持つ旧本庄工区で、揺りかごと称されるゆえんでもあります。

それでは、2点について提言しておきたいと存じます。

一つは、森山堤防開削口の水深であります。恐らく、60メートルの開削幅では境水道の本流は中浦水門を通るでありましょう。せめてこの森山堤防開削口の通りをよくするために掘削を深くとり、幼生、稚魚が生息する下層流の内海への誘導がぜひとも必要であると思います。水産利用が目的であるならば、このことをモニタリング調査に必ず反映させるような要望をしておきます。また、断面設計にも特段の留意をしていただきたいと思います。

いま一つは、中海に生息する水産資源の生態系の問題であります。この生態メカニズムを県水産課の協力で調査、検証することを提言したいと存じます。中海の環境改善を幾ら論じたとしても、その魚介類の種はおおむね美保湾側で、周辺海域が豊饒の海であった時代に比べると、漁業生産の能力は格段に飛躍するなど、美保湾の漁業管理なくして水産振興は成り立たない、このように私は思います。以上2つの要望について、市長にお伺いをいたします。

最後に、下水道事業の規制緩和についてお尋ねをいたします。

去る9月議会、この問題について荒井議員が質問をされました。再度議論を重ねておきたいと存じます。荒井議員は、企業誘致における使用料体系の累進性が誘致活動の支障になるのではないかと、また、周辺水域の環境の維持においても、下水道の利用を促すことの有効性について言及がありました。市長の答弁は、事業所の大量使用は施設経費の増大にはね返るおそれがあるので累進性により賦課されている。また、いま一つの理由は、事業会計においても、一般使用者と負担の公平性に問題が生ずるのではないかと、このような内容であったと思います。竹内団地の大量需要者による事業の偏向を懸念したものであります。

さて、本市条例による製造業の受け入れ濃度は300ppm以下に制限するなど、通常の自治体に比べ2倍の規制強化が課せられております。これは、事業の開始当時、水産加工場が点在する市域の特性を念頭にした措置と思われませんが、同時に、工業団地が造成され集団化が図られるなど、都市計画の視点からも規制強化の意思が働いたのではないのでしょうか。

ところで、下水道事業の運営は今や需要を求める時代が変わろうとしております。その一方、地場産業は景気の長引く低迷の中で構造転換を迫られているのも、これまた事実であります。観光関連の事業に、あるいは小規模な施設運営に、新たな業務形態を模索しながら変革は進むことでありましょう。私は、市域にある国道、県道の沿線や駅前周辺に、あるいは遊休地に、施設立地の可能性を指摘しておきたいと思っております。加えて、零細事業者を初め開業者の使用料の負担軽減も、経営持続の条件であることは言うまでもありません。市長には社会経済事情をぜひとも考察され、より戦略的な思考で事業運営に努めていただきたいと存じます。

以上、下水道事業の規制緩和について申し上げました。なお、さまざまな課題に検討を要するとは思いますが、市長の政策的判断を希望するものであります。

以上で私の質問は終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 松下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、政治姿勢についてでございます。これまでも繰り返し申し上げておりますとおり、本市が将来に向けて自立して存続していくためには、今、まず行財政基盤を確立をし、財政再建への道筋をつけることが最優先課題であり、私に課せられた使命であると、このように思っております。そして、この困難な時期を乗り切ることで将来への展望も開けてくるものと考えます。ただ、この間は何もしないということではなくて、新たな時代への対応の一つとして、協働のまちづくりによる全市的な自治意識を高めていく運動の展開を模索しているところでありますし、教育、福祉の充実を初め、観光振興等を通じた産業の活性化など、将来につながる新たな施策については、可能な限り取り組んでいるところであります。

また、北東アジアとの交流につきましては、従来から私どもが環日本海拠点都市会議で提唱しておりました、仮称であります、環日本海定期航路の開設構想が最近現実味を帯びてきたと、そういう新たな情勢も報道されているところであります。今後も日本海における西の交流拠点への展望を見据えつつ、これまで蓄積されてきた本市特有の社会基盤を、ひとり境港だけでなく、中海圏域を初め広域圏全体で最大限に活用することで、本市の活性化に結びつけていく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、竹内工業団地のアンケート調査についてであります。現在竹内団地においては、プラントー5境港店の出店を機に商業集積が進んでおり、既存の夢みなとタワーやさかなセンターなどとともになぎわいを呈し、竹内団地はさま変わりしてまいりました。この状況を踏まえ、今後、境港市が主体的に竹内団地のまちづくりを進めていく上での参考とするために、同団地で操業されている企業、あるいは土地を所有される方などから、竹内団地のゾーニングなどについてお伺いをしたものであります。

竹内団地のゾーニングにつきましては、私の選挙公約でもあり、平成16年9月議会に

おきましても松下議員の質問にお答えいたしましたとおり、工業団地としての機能と商業集積機能のゾーニングを明確にし、竹内団地を新たな地域活性化の拠点となるように考えているところであります。

第7次境港市総合計画において目指す都市像は、環日本海オアシス都市であります。これは、環日本海経済圏の中にあって、だれもが寄り集まる、すなわち、まち全体が憩いの場として交流の中心となるオアシスのような都市を目指すものであり、このたびの意向調査が総合計画の構想と全くかけ離れたものではないと、このように考えております。今回の意向調査をもとに、竹内団地のまちづくりの方針を定め、鳥取県企業局とも連携をし、製造業を初めとする企業誘致や商業集積を図り、竹内団地の活性化に努めてまいりたいと存じます。

次に、中海・旧本庄工区、森山堤防の開削について2点お尋ねでございますが、初めに、森山堤防の開削口の水深について、幼生稚魚が生息する下層流の中海へ向かう流れをつくるには、掘削を深くする必要がある。モニタリングに必ず反映をさせるべきだと、また、断面にも特段の留意をすべきだというお尋ねでございます。松下議員のおっしゃるとおり、森山堤防の開削が中海の持つ幼生稚魚をはぐくむ揺りかごとしての機能を回復させる方向に働くことを私も期待しているものであります。上げ潮時、境水道から旧本庄工区への流れがどうなのか、幼生稚魚が海流に乗ってうまく旧本庄工区へ運ばれてきているのかというような点も、ぜひモニタリングの項目に加えていただくよう鳥取県に要望したいと考えております。また、掘削の断面設計をされる際には、漁業資源の回復という点も考慮されるよう要望したいと思います。

私は市政概要で申し上げましたとおり、今後は開削した後に行われますモニタリングを注視をし、その結果を見定めたいと考えております。その結果によっては、さらなる改善の方策をとられるように鳥取県に申し上げたいと、このように思っているところであります。

次に、中海に生息する水産資源の生態系の問題でございます。本庄工区が水域として残り、淡水化事業も中止されたという大きな変化の中で、私も松下議員がおっしゃるようには、今後は漁業振興が重要な課題になるものと考えております。平成16年12月22日に、鳥取、島根両県知事会談において合意されました中海における漁業秩序の確立に基づき、両県で協議を重ねられ、新たに中海及び境水道における漁業に関する協定書を締結することで大筋合意されたと伺っております。現在鳥取県では、新協定案の骨子を関係漁業者に説明され、意見を聞かれております。この新協定案では、新たに漁業の振興や、それが漁業者の意見や科学的知見を踏まえたものになるよう、必要に応じ協議機関の設置等が盛り込んであると承っておりますが、生態系の調査検証について改めて要望してまいりたいと存じます。また、美保湾の漁業振興及び漁業調整問題の解決については、従来どおり両県が努力することとなっております。

次に、下水道事業についてのお尋ねでございます。本市の下水道の汚水受け入れ水質基

準、BOD300ミリグラム以下、他の自治体に比べ規制強化されている。現状の社会経済情勢を考慮し、規制緩和してはどうかというお尋ねでございます。本市の公共下水道計画は、他の自治体と違う特徴がございます。それは住宅地と工業団地をあわせた市域全体を1つの処理区で計画をし、全体の計画汚水量のうち、工場排水が約42%を占めているということであります。下水道法では、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準で、製造業等の工場施設から排除される汚水の合計が、終末処理場で処理される汚水の量の4分の1以上であり、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるときは、基準を厳しくすることができると、こういうことになっております。本市の場合は工場排水が特に多いことから、汚水受け入れ基準をBOD300ミリグラム以下と他市より厳しく条例で定めております。このような本市特有の工場排水の多い中で、流入水量全体の計画、汚濁負荷量をもとに、処理施設の処理方式や建設費の経済性並びに維持管理の容易さなどから判断をいたしまして、現行の標準活性汚泥法を採用し、年次的に整備を進めているところでございます。

したがって、御質問のような水質基準の規制緩和は、本市の下水道計画を根底から覆すことになりかねないので、現行の処理方式ではなかなか難しいものであると、このように思っております。しかし、将来の産業構造の転換などを考えれば、今後の大変大きな検討課題である、このように認識をいたしております。以上であります。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

松下議員。

7番（松下 克君） 最後の議会を迎えました。市長に念を押してただしておきたいと思っております。市長の理念、十分私も承知しております。

そこで、繰り返しになりますが、市長が提唱する政策の3本の柱、住民参画のまちづくりと行財政改革の確立、いま一つは産業の振興であります。辛口なことを言わせてもらえば、私は、住民参画と行財政改革は、既に市長の強い意向も伝わり、また、世情の後押しもあります。道筋は見えてくるんでなかろうかと、このように思っております。今こそ、先ほど申し上げましたが、産業の振興に軸足を移すべき時期に来たんじゃなかろうかと。これは実態が伴う伴わないのことを申し上げているではありません。境港市の現状、将来を展望したときに、リーダーである市長が何らかの姿の見える行動を起こしていただきたいという私の気持ちでございます。経済が機能しなければ生活の基盤も失われ、それでは単独市政存続の理念は言葉だけを残してまさに崩壊する、このことだと思ふんですよ。財政が我々の仕事じゃございません。住民生活のあくまでも生活基盤をつくり上げていくということが、我々、行政、政治にかかわっている者の使命であろうと思ひます。決して市政の名を残すばかりにきゅうきゅうして、住民生活の方に背を向けるということは、これは相ならないわけですから、そのところをひとつお考えいただきたいと思ひます。少々精神論を述べているようでございますが、御理解をいただきたいと思ひます。

続けます。市長は公用車を手放されました。今度はワゴン車を購入し、頻度や密度の高

いセールスを展開してはいかがでしょうか。東京都の知事も、鳥取県の知事も、東奔西走する中で出張や出先が多くて庁舎に余りいないと聞いております。市長も、内部業務は担当部課長に任せ、この課題に正面から取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、お尋ねをします。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 私の政治姿勢にかかわる点についてる御指摘をいただきました。参画、改革については、大方道筋が見えてきたのではないかと御指摘がございましたが、私は今なお厳しい状況が続くであろうと思っております。これは平成18年度までは国の三位一体の改革の概要は見えておるわけでありますが、私が懸念しておりますのは、平成19年度からの新たな三位一体改革の内容であります。そういう中で、産業の振興に、市民生活が豊かになるような方向に軸足を移すべきではないか、スタンスを移すべきではないかと、そういう御指摘がございました。私はこれまでも財政推計をし、財政再建プランをお示しをして、大変厳しい状況が続くということを申し上げてきましたが、いま少し、平易な言葉で言いますとじっと我慢をしなければいけない、こう思っております。そういう足腰を少し鍛えて、私は平成20年度を少し過ぎたあたりから、松下議員が御指摘になるような、そういった方向にスタンスを向けることが財政的にできるのではないのか、そういう今見通しを少し持っているところであります。全力でそういった時期を迎えることができますように今努力をしているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

そして、行政のトップとしてもっともっと外に出て、そういった産業振興等の施策の実現のために向かうべきではないかということでございます。まさに御指摘のとおりでありまして、このことにも重点を置いて市政を執行していきたいと、こういうぐあいに思っております。

議長（下西淳史君） 追及質問どうぞ。

松下議員。

7番（松下 克君） ありがとうございます。

続けて申し上げます。次は国際化の問題でございます。平成20年からだと、次の任期のことまでおっしゃいましたですけども、行政継続でございますので、私も継続した質問をさせていただきます。

業界の方々に接しておられますと、新たな事業を起こしたいとか経営の多角化を図りたいとか、このような思いは数多くの事業所が持っております。ただ、話の行き着くところは、中国市場に関心を寄せると、こういう場合が多いようでございます。その中国の商慣習や法令などがリスク障害となって、腰が引けて行動に移らない。これが一般的なところであります。しかしながら、中国経済もいずれ法規範など国際化に向けた社会変革も進むことも確実でありますので、今行われている本市のもろもろの交流施策といいたいでしょうか、

国際化の事業、これは引き続き継続していただきたいと存じます。特に国内の関係企業をにらんだポートセールス、これはより実務的でございまして、情報の収集や誘致活動に積極的にさらに取り組んでいただきたいと、このように思います。

市長、ちょっと食い違いがあるんですが、私は、最後につけ加えますが、当然ながら専門職を特別職として招聘してもいいのではないだろうか。この境港は莫大な国家予算で築かれたものであります。市長はその土台の上に乗っておられます。どうか市長、男のロマンとしてでも取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか、お尋ねをいたします。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 対岸諸国を見据えた交流については、現在の取り組みを継続してやるべきだという御指摘でございました。さらにそれに加えて、一層そういった活動を活発化するには、そういった専門の人を特別職に迎えるようなことも考えるべきではないかということではありますが、これは市の職員ばかりでなくて、貿易振興会にはアドバイザーがいたり、FAZ支援センターにもアドバイザーがいたり、そういったところの機関、機関ごと、そういった専門性、そういうものを有機的に結びつけてトータルで活動しているところでありまして、今、市の方にそういった特別の者を迎えるという考えはございません。現在の関連機関と一層の連携を強めて、さらに対岸諸国に向けた、あるいは国内にも向けた活動を展開していきたいと、こういうぐあいに考えております。

議長（下西淳史君） 追及質問どうぞ。

松下議員。

7番（松下 克君） 次に移ります。竹内工業団地のアンケート調査でございしますが、参考のためであるということをおっしゃいました。理念は変わっていないということであろうかと思えます。安心をしました。私は本文で申し上げましたとおり、これまでのまちづくりの魂が抜かれたんではなかろうかと、このような思いが実際しました。目標を見失ってはならない重大な問題であると認識したのであります。そこで行政の姿勢とその手法にも疑義を抱いたわけでございます。市長はぜひとも総合計画に費やしたエネルギーと市民の誇りをもって、この竹内の団地の問題には取り組んでいただきたいと思えます。

一方で、1点市長に要望がございします。竹内団地に関連いたしまして要望を申し上げさせていただきます。約18年余り前に団地の土地を取得し、その後の産業界の激変によって、やむなく遊休地のまま今に至っている地元業者がございします。現実でございします。大変企業の方々は苦慮しております。その業者は、重い金融負担を背負い、経営を維持してこられました。この負担が経営を著しく圧迫、財務の改善はおろか、経営にも支障が生ずるほどの事態に追い込まれております。土地の活用策を模索する中で、用途指定の問題、特約条項の問題、あるいは補助金の問題などが絡み、事態を複雑化させ今に至っているものと推察されます。市長、産業構造が激変する中で、18年も長きにわたり負担に耐えて

きたこの地元業者の死活問題と、先ほどの県外ゲーム施設業者の立地に用いる手法とは、余りにも整合性がかけ離れたのではなかろうかと私は危惧したんです、正直。どうかこの問題についても精査、検証されて、現場の深刻な実情を県当局に紹介していただきたい、お骨折りをいただきたい、市長には、そのように思います。

なお、この私の今の提言につきましては、専門的でありますので、この場での答弁は求めませんが、どうか当局と折衝する中で解決策を見出してあげていただきたいと、このように思います。境港の業界、その希望を失いかけている大きな問題でございます。市長の出番を御期待申し上げます。よろしくお願いいたします。

時間が来たようですが、森山堤防については、境港市民の公益性を確保するのは、大海崎堤防の開削に強い希望がありますが、私は市民サイドに立てば、森山堤の北側にもう一本同じような開削を設けて、なお、その建設負担を当市が一部負担するぐらいな構であってもよろしいかと思えます。中海を水産活用するならば、それだけの勇気が我々には必要であると、このように思います。

下水道の問題は……。

議長（下西淳史君） 時間が来ましたよ。

7番（松下 克君） はい。時間だそうでございますので、ありがとうございます。

議長（下西淳史君） 次に、平松謙治議員。

3番（平松謙治君） 12月定例市議会に当たり、質問をさせていただきます。

ちょうど1年前の12月議会で私は人事制度に関連した質問をさせていただきました。そのとき市長から、昇級、昇格の人事評価は行っているが、勤勉手当の勤務評定、一般に言うボーナスの査定は明文化した制度としては実施していない。国の公務員制度の改正動向を注視しながら行っていきたいと答弁をいただきました。本年8月、人事院勧告で、勤務実績、勤務成績をボーナスに反映させる目的で、ボーナスの支給月数の引き上げなどさまざまな制度改革が示されております。約1年たった今、勤勉手当の勤務評定導入へ向けた現状、今後の御予定をお聞かせいただきたいと思えます。

同じく、級別定数管理も明文化した制度としては実施していないという御答弁をいただいております。給与表における職務の級と役職、これらの整合性、また、級別の人員数の現状など、級別定数管理を行う上で整理しないといけないこれらの現状を、市長はどのようにとらえ、今後どのように改善していきたいのかお聞かせいただきたいと思えます。また、これらに関連することですが、人事院勧告で示されている給与カーブのフラット化に対する市長の考え、また、方向性をあわせてお聞かせください。

次に、指定管理者制度について質問させていただきます。

平成15年9月、国が行った地方自治法の改正に伴い、境港市では、その1年半後の本年3月議会で指定管理者制度の条例が制定されました。そして、本会議に指定管理者の指定の議案が上程されています。先日議会に対して行われた説明会で、境港市指定管理者候補者選考結果という1枚の紙をいただきました。そこには選考の理由として短い一文だけ

が書かれています。はっきり言って、これだけの内容を示してもらっても、議員として、はいそうですかと賛同することができません。選考委員会で十分な議論、採点され、選定されたことと思いますが、選考基準をどの程度満たしているのか、また、他と比べてどこがすぐれていたのか。そして、候補者が100点満点ということはないと思います。どのような問題点が懸念されるかなど、選考委員会の審査結果を示していただかないと、賛同することがはっきり言ってできません。

参考までに、鳥取県では、審査結果の得点を、無記名ですが、すべて公表しています。また、選定された候補者の懸念される点も示されております。市が作成したガイドラインでは、選考委員会の会議は非公開となっています。しかし、その結果まで議員に対して非公開では、議員の判断材料がないまま審議をしていることと同じだと思います。選考から漏れた団体への配慮があるのはわかりますが、ぜひ今後行われる議会の委員会に選考結果を示していただきたいと思います。市長の考えをお聞かせください。以上です。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 平松議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、人事制度についてであります。勤務評定導入への現状と今後の予定についてお尋ねでございます。勤務評定につきましては、長谷議員にお答えいたしましたとおり、ことしの9月より試行的に取り組んでいるところでございます。人事院勧告でも、勤務成績に基づく昇級制度の導入が新たに盛り込まれておりまして、それに伴う国の新たな人事評価制度等の動向も注視しながら、公正で納得性の高い人事評価システムの構築に努めてまいりたいと考えております。

2つ目でありますが、級別定数管理を行う上で整理しないといけない現状をどのようにとらえ、どのように改善していくのかということでございます。現在の級別職員数は、年功的な給与上昇により、特定の級に多くの職員が占める格好になっております。級別定数管理につきましては、境港市のような職員数の少ない自治体では、採用数の多い年代、少ない年代で大変大きな差がありまして、運用はなかなか難しいものがございますが、職員の昇任に際しましては、今後一層厳格に行わなければならない、このように考えております。

次に、給与カーブのフラット化に対する考え方でございます。ことしの人事院勧告で示された給与カーブのフラット化につきましては、現行の号俸を4分割することなどあわせて、年功的な給与上昇を抑制をし、職務、職責に応じた給与制度に転換する方策であると考えております。本市といたしましても、人事院勧告を尊重し、給与カーブについての見直しを行うべきと考えております。

次に、指定管理者制度の運用についてであります。審議の判断材料として選考結果を示されたいということでもあります。議員が求められました指定管理者候補者選考委員会からの選考結果報告書類につきましては、議案を審議していただきます常任委員会の方で、選

考理由と選考審査評価表をお示しすることとしておりますので、御審議いただきますようお願いをいたしたいと思ひます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） 大変御丁寧な御説明いただきましてありがとうございます。

人事院勧告の中に、0.5%でしたか、ボーナスの月数を上げる、支給月数の引き上げというものが盛り込まれておりまして、その目的として、官民較差という点もありますし、人事制度の方で勤務評定を行って、頑張った方に多く配分しようというようなことも人事院勧告の方では触れられております。私、県の方の人事委員会の資料も見させていただきました。具体的に、来年度の12月ですか、までに間に合うかどうかわかりませんが、ぜひ今試行されている評定を形のあるものにしてもらって、ぜひとも職員のやる気につながる制度にしていきたいと思います。

ここで1点質問をさせていただきたいんですけども、人事院勧告の中に、給与カーブのフラット化に関連すると思うんですけども、管理職手当の定率から定額化というような提案も、平成19年度以降やってはどうかという勧告が盛り込まれております。この辺は、市長、どのようにお考えかお答えください。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 給与制度の詳細な部分になりますので、担当部長の方からお答えをいたします。

議長（下西淳史君） 安倍総務部長。

総務部長（安倍和海君） 市長にかわってお答えいたします。

先ほど御質問になりました管理職手当の件でございますけれども、これにつきましても、今ございます今年度の人勧、これとは別に、来年以降についての対応でございます。今回の人勧につきましても、内容は、今年度のものと、それから来年度のもの。人勧の、大きく言ひまして、今後5カ年かけてこれをいろいろ改善していこうという内容のものでございまして、そのうちの一つでございます。このことにつきましても、人勧に出ておりますけれども、この実施に当たっては、やはり国においても県におきましても、各地方公共団体におきましても、組合との交渉とかそういうものがございまして、そういうものの中で、私も境港市といたしましても、一つ一つ協議を重ねていって、この人勧の趣旨に合う方向で検討を進めて改善していきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問どうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） 総務部長、大変ありがとうございます。鳥取県というところは、人事制度等、全国的にも結構先駆者的にやっぺいらっしゃるような私は認識を持っております。ぜひ、近いところに大変いいサンプルといいますか、ありますので、十分に御検討い

ただいて、すばらしい人事制度を構築していただきたいと思います。

そうしますと、次に指定管理者制度の方で1点御質問させていただきます。本議会にこれから選定された候補者を指定するというので、指定管理者制度の運用、まだ1サイクルになってないと思うんですけども、私が見ている範囲で、情報の提供というんでしょうか、行政が指定管理者に対してこれこれこういうことをしてもらいたいという細かなマニュアルといいますか、仕様書というんでしょうか、今回3つの施設が指定管理者の募集をしましたが、私の見る限りでは、行政が求める仕様書というところが、ほかの横浜市などと比べると小さい市なのでそこまで下調べができなかったのかもしれませんが、十分な仕様書になってなかったんじゃないかなというような点を感じております。その辺で、現段階で、今この指定管理者制度の運用について、市長が問題点なかったかというようなところが、御回答いただければお願いできませんでしょうか。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） お答えをいたします。

この指定管理者制度というのは、もちろん初めての取り組みでございまして、本当に、今、議会に議案を上程させていただいたんですが、その間には大変いろんな難しい複雑な事務、問題もございまして、それを先進地の事例等を参考にしながら一つ一つクリアをして、ようやく今日まで来たというのが実感でございます。期間も本当に短い中で何とか詰めてこられたなということでございまして、後は御決定をいただければ、指定管理者の方と細部にわたっての協定を結んで、円滑な施設の管理運営を行っていくように心がけていかなければならないな、そういうぐあいに感じております。

議長（下西淳史君） 追及質問どうぞ。

平松議員。

3番（平松謙治君） 鳥取市では、情報の漏えいとか、本当にいろいろとちょっと問題があったような新聞報道を見させてもらいました。境港市においては、逆にしっかり情報をきっちり固めて、逆に言ったら全く中が見えないような形で運営されたような気がいたします。漏えいの問題もありますし、いろいろな問題まだあります。8月ごろでしたでしょうか、片山知事の講演会をお聞きしたときに、この指定管理者に関する透明性の話をお話しいただきました。この指定管理者制度が形骸化するかどうかというのは、要は市民の皆さんが納得できる制度なのかどうか、透明性を高められるかどうかということが、今後大変重要な問題になると思いますので、ぜひその辺を行政スタッフの立場で、市民の皆様が納得のいける制度として、今後また新たな指定管理者も出てくると思いますので、詰めていただきたいと思います。

以上で、要望を言わせてもらって、終わります。

議長（下西淳史君） 本日の質問は以上といたします。

延 会 (14時08分)

議長(下西淳史君) 次の本会議は、あす9日午前10時に開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員